



建築物の解体などの作業に係る 石綿（アスベスト）飛散防止規制のご案内

法改正により、令和3年4月1日から規制が拡大・変更されます

石綿（アスベスト）を含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、大気汚染防止法（以下「法」という）において規定されている石綿の飛散防止措置等を講じる必要があります。

なお、石綿の種類にはクリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトがあります。

また、法では建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1%を超えるものを規制の対象としています。

【建築物等の解体等作業における石綿飛散防止規制の概要】

根拠法令	解体等作業 ^{※1} を行う建築物等 ^{※2}			作業の基準 ^{※3}
	建築物等	使用材料	規模	
大気汚染防止法	建築物 工作物	レベル1 ※飛散性アスベスト 吹付け石綿	全ての 解体等作業	・届出（作業開始14日前） ・作業場所の隔離 ・前室の設置 ・作業場所の負圧の維持 ・集じん・排気装置の設置 ・薬液等による湿潤化 ・掲示板の設置 等
		レベル2 ※飛散性アスベスト 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材 石綿含有断熱材		飛散防止措置が必要です。 ^{※4} ・作業場所周辺の養生 ・薬液等による湿潤化 ・掲示板の設置 等
		レベル3 ※非飛散性アスベスト 石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	全ての 解体等作業	

※1 解体等作業とは、建築物等の解体または改造・補修の作業です。

※2 建築物等とは、建築物のほか、化学プラント等の製造設備、煙突等の工作物です。

※3 作業の基準は、実施する作業の種類により異なります。

※4 非飛散性アスベストの建材が使用された建築物等の解体作業については、作業実施時の届出義務はありませんが、大気汚染防止法の規制対象として、作業基準等が規定されています。



和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課

解体工事または改造・補修工事を施工する場合、 事前に石綿使用の有無について調査を実施してください

解体等工事の受注者は、

- ・石綿含有建材使用の有無について調査を行う義務があります。
- ・上記の調査結果は、石綿の有無に関わらず発注者に対して書面で説明するとともに当該工事現場において周辺住民に見やすい場所に掲示しなければなりません。

解体等工事の発注者は、

- ・受注者に対して石綿含有建材の使用状況の調査に要する費用を適正に負担し、調査に協力する義務があります。
- ・さらに、受注者が周辺住民及び労働者の石綿による健康被害防止のために必要な措置を取ることができるよう、大気汚染防止法・労働安全衛生法の規定が遵守できるような契約条件となるように配慮してください。
- ・解体等作業を行おうとする建築物等に質量比0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築材料が使用されていることが判明した場合は、法規制の対象となり、その種類によっては届出が必要です。（次ページ以降参照）

解体等工事の自主施工者は、

- ・自ら石綿使用の有無について調査を行う義務があります。
- ・上記の調査結果は、石綿の有無に関わらず当該工事現場において周辺住民に見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・解体等作業を行おうとする建築物等に質量比0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築材料が使用されていることが判明した場合は、法規制の対象となり、その種類によっては届出が必要です。（次ページ以降参照）



・工事の規模に関係なく事前調査を実施するのか？

全ての解体・改造・補修を伴う工事が石綿の有無を調べる事前調査の対象となりますので、必ず事前調査を実施してください。

・事前調査はどのように実施するのか？

目視確認だけで石綿がないと判断はできません。目視→設計図書での製品確認→石綿含有率の分析をして、確実に石綿がないことを調べる義務があります。ただし、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を行う場合は分析の必要はありません。

なお、平成18年9月1日以降に施工着手した建築物等は、設計図書によりその事実（日付等）が確認出来る場合は、目視調査や分析は不要となります。一部のガスケットやパッキン等で、必要なケース（法施行規則第16条の5）もありますので、御注意ください。

・改修や補修工事の場合、事前調査は、作業に該当する部位のみでよいか？

作業に該当する部位で実施してください。例えば、管工事や電気工事において天井や壁面への配管・配線の敷設作業を行う場合、天井や壁面での事前調査が必要です。

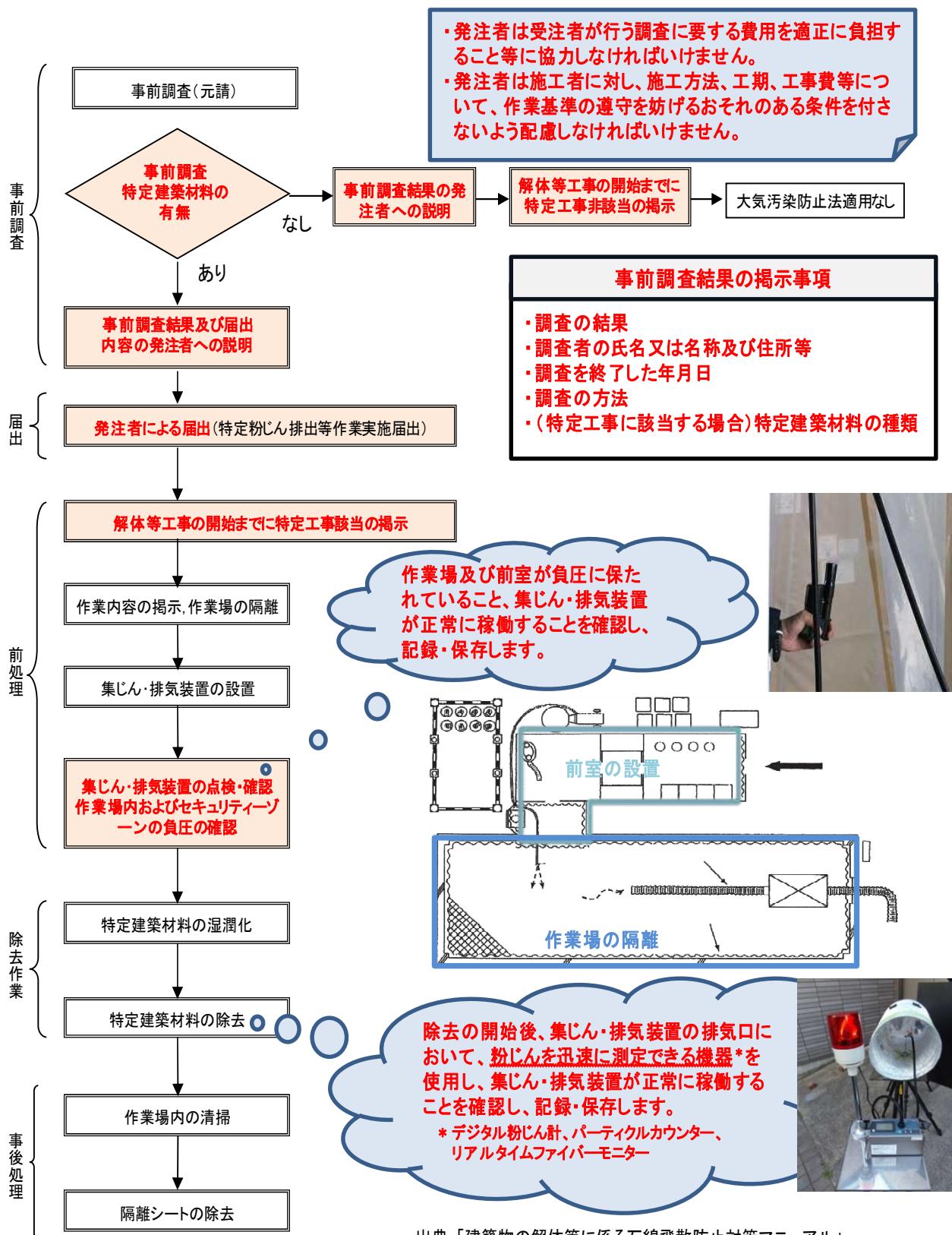
・事前調査の結果の掲示は、どのような場所に掲示すべきか？

当該工事現場において、周辺住民へ周知が行える場所に掲示してください。

また、石綿含有建材が不使用であっても、調査した結果内容を掲示してください。

大気汚染防止法による飛散防止対策

【除去作業等の一般的な手順】



出典:「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」

解体等工事の受注者は、発注者に対し書面で事前調査の結果を説明し、石綿の有無に関わらず現場に結果を掲示してください。

解体等工事の受注者又は自主施工者は、

- 事前調査の結果について、次の事項を記載した書面を作成し、現場に備え付けてください。
さらに受注者は、発注者へ書面で説明をしてください。

【事前調査結果の事項 及び 発注者への説明事項】

- ① 調査を終了した年月日
- ② 調査を行った者の氏名
- ③ 分析調査を行った者の氏名及び所属機関又は法人の名称（分析調査を行った場合）
- ④ 調査の方法（目視・設計図書等・分析・建築材料製造者による証明・建築材料の製造年月日など）
- ⑤ 調査の結果（石綿含有・みなし・石綿無し）※石綿含有・みなしの場合はその特定建築材料の種類
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の種類
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑧ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに
その使用箇所及び使用面積
- ⑨ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑪ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑫ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑬ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

解体等工事の発注者又は自主施工者は、

- 解体等作業を行おうとする建築物等に質量比 0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築
材料が使用されていることが判明した場合、法の規制対象となり、その種類によっては届出が必要
です。届出の添付書類の一つとして、上記の書面を添付してください。

解体等工事の受注者又は自主施工者は、

- 事前調査の結果（石綿の含有率分析の結果等）について、建築物等の敷地内の公衆の見やすい場
所に次の事項を掲示し、周辺住民等へ当該工事に係る情報の提供を行ってください。

【掲示する内容】

- 調査を行った者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）
○調査を終了した年月日
○調査の方法
○調査の結果（石綿含有建築材料の使用の有無及び使用されている場合はその種類）



石綿含有建築材料が使われていない場合でも、事前調査の結果を掲示する義務があります。

石綿が使用されている建築物・工作物の解体及び改造・補修作業の際、必要な届出をしてください

事前調査により、解体等作業を行おうとする建築物等に質量比 0.1%を超える石綿（アスベスト）を含有する建築材料が使用されていることが判明し、以下の要件に該当する場合は、石綿を排出し飛散させるおそれがある作業として、大気汚染防止法第18条の17の規定に基づく届出が必要です。

届出が必要な作業

○当該建築物等に、吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている場合 ➡ すべての解体等作業【法に基づく特定粉じん排出等作業】

※当該建築物等に石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材が使用されている場合

➡ 届出不要ですが、飛散防止の措置を講ずる義務があります

届出者及び時期

○届出は、上記の作業を伴う工事の発注者又は自主施工者が行ってください。

○届出は、上記の作業の開始の14日前までに行ってください。



作業の開始とは、アスベストの除去等に先立って行う、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置などのアスベストの飛散防止のための作業を含む、一連の作業の開始をいいます。

届出事項

届出の際には、下記の書類の添付が必要です。

- (1) 特定粉じん排出等作業実施届出書 ··· 様式3の4
- (2) 特定粉じん排出等作業の方法 ··· 別紙様式
- (3) 解体等工事の受注者が当該工事について特定工事に該当するか否かについて調査した結果
- (4) 作業の対象となる建築物の周辺の地図（縮尺のあるもの）
- (5) 作業の対象となる建築物の配置図（平面図）
- (6) 特定工事の工程の概要を示した工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの
- (7) 作業の対象となる建築物の概要（延べ面積、耐火・準耐火構造物の別）
- (8) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名および連絡場所
- (9) 下請負人の名称及び現場責任者の氏名、連絡場所（複数ある場合、すべて記入すること）
- (10) 作業の対象となる建築物の部分の見取り図（主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入）
- (11) 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図
(主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入)
- (12) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（掲示板）の例示
- (13) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可証の写し
- (14) その他（使用する資材（負圧集じん機、真空掃除機等）のカタログの写し等）
- (15) 委任状（届出者に代表権がない場合）

ただし、(7)～(9)は、届出書の参考事項欄に記入することで添付書類に代えることができます。

届出先

- (1) 排出作業をしようとする市町村を所管する各保健所衛生環境課
※ 新宮保健所串本支所は、保健環境課
※ 和歌山市は、和歌山市役所環境政策課

- (2) 提出部数 3部（うち1部は届出者控え）

届出書の不備などにより、手続きに時間がかかる場合がありますので、届出内容については、事前にご相談ください。

計画変更命令

- 届出内容が後述の作業の基準に適合しないと認めるときは、知事が計画の変更を命じます。



計画変更命令に従わなかった場合
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
【法第18条の18、法第33条の2】

敷地境界基準

- 作業を行う建築物等の敷地の境界線における石綿の大気濃度の目安は、次のとおりです。
大気1リットル当たり10本以下

- 石綿の飛散防止のため、作業基準（次ページ参照）に従い、作業を実施してください。

立入検査・報告徴収

- 解体等作業で、作業の実施状況や敷地境界線における石綿の濃度の測定結果等の報告を求めることができます。また、作業場所や施工者の営業所などへ立ち入り、作業内容や関係書類などの検査をすることがあります。

届出がない場合でも、建物等に石綿が使用されている恐れがあれば、立入検査を実施することができます。



**・報告を行わなかったり、虚偽の報告をした場合
・立入検査を拒否・妨害したり、忌避した場合**

30万円以下の罰金

【法第26条、法第35条】

作業（実施）基準等適合命令

- 作業内容が、作業基準を順守していないと認めるとき基準に適合した作業が可能になるまで作業の一時停止を命じことがあります。（法第18条の21）



基準適合命令に従わなかった場合
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
【法第18条の21、法第33条の2】
作業（実施）基準や敷地境界基準を超過していると認める場合は、その事実を公表することができます。

石綿が使用されている建築物等の解体及び改造・補修作業の際、作業基準と敷地境界基準を遵守してください。

大気中への石綿の飛散防止を図り、石綿飛散に対する住民の不安を解消するために、法及び条例では、石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等の解体・補修作業を行う際の作業の基準（法で定める基準を「作業基準」といいます。）と敷地境界基準を定めています。

基準の遵守が必要な工事

次の解体等の作業を伴う工事の発注者又は自主施工者は、「作業基準」と「敷地境界基準」の遵守が必要となります。

- 当該建築物等に質量比0.1%を超える石綿を含有する吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材等が使用されている場合

※石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材が使用されている場合は届出不要ですが、法において作業基準が規定されており、飛散防止措置は必要です。

作業の基準

<大気汚染防止法施行規則第十六条の四、別表第七>

- 施工者は、作業の種類ごとに下表の作業の基準を遵守してください。

作業の種類	掲示板	石綿の飛散防止措置	排出水の処理
吹付け石綿等を使用している建築物等の解体作業 (次項及び次々項を除く)		<ul style="list-style-type: none">・作業場所の隔離・前室の設置・高性能集じん・排気装置の設置及びその良好な運転管理・負圧の維持・薬液等による湿潤化・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃、飛散の恐れがないことの確認	
石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去作業(搔き落とし、切断又は破碎以外の方法による場合)	建築物等の敷地内に公衆の見やすい場所に、下記内容を記載した掲示板を設置すること	<ul style="list-style-type: none">・除去部分周辺の部分養生・薬液等による湿潤化・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃	
吹付け石綿等を使用している建築物等で人が立ち入ることが危険な場合等、解体にあたってあらかじめ吹付け石綿等を除去することが困難な場合	(1)当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査した結果	<ul style="list-style-type: none">・建築物等に散水又はこれと同等の措置	石綿を含む水を作業場の外へ排出する際の適切な措置の実施
吹付け石綿等を使用している建築物等の改造又は補修作業	(2)作業内容(発注者又は自主施工者の名称、作業の期間・工程、石綿飛散防止措置、石綿の濃度の測定計画等)	<ul style="list-style-type: none">・匂い込み・封じ込めを行う場合 ⇒ 劣化箇所・下地との接着不良箇所の吹付け石綿等の除去・除去を行う場合 ⇒ 解体作業の場合と同様の措置の実施	
石綿含有仕上塗材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業		<ul style="list-style-type: none">・薬液等による湿潤化・電気グラインダー等の電動工具を使用する場合 ⇒ 除去部分周辺の養生・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃	
石綿含有成形板を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業		<ul style="list-style-type: none">・原則手作業により、切断・破碎せず取り外し撤去・手作業以外、または切断・破碎を伴う場合 ⇒ 薬液等による湿潤化・ケイ酸カルシウム板第1種の場合 ⇒ 除去部分周辺の養生⇒ 薬液等による湿潤化・除去後の石綿飛散防止、作業場内の清掃	

※この表で「吹付け石綿等」とは、吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材をいいます。

アスベストについてよくあるご相談

(1) 石綿（アスベスト）とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その纖維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されました。現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

(2) 石綿（アスベスト）は、どんなところに使われていますか？

吹付け石綿をはじめとする石綿含有建築材料を以下に例示します。

- | | | | |
|-------------|---------------|----------------|-------------------|
| (1)吹付け石綿 | ・吹付け石綿 | ・吹付けロックウール | ・ひる石（バーミキュライト）吹付け |
| | ・パーライト吹付け | ・発泡ケイ酸ソーダ吹付け石綿 | |
| (2)石綿含有保温材等 | ・ケイ酸カルシウム板第2種 | ・屋根用折板裏断熱材 | |
| | ・煙突用断熱材 | ・配管エルボ等保温材 | |
| (3)石綿含有成形板 | ・スレート波板 | ・住宅屋根用化粧スレート | |
| | ・ケイ酸カルシウム板第1種 | ・押出成型品 等多種 | |

なお、国土交通省から、これらの建材の使用箇所等を図解入りで解説したパンフレット「目で見るアスベスト建材」が発行されています。このパンフレットは、下記アドレスより、ダウンロードできます。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3.html

(3) 石綿（アスベスト）を撤去するには、どのような措置が必要ですか？

石綿が使用された建築物等の解体等の作業

ア . 労働安全衛生法関係

- ・解体、改修を行う建築物に石綿が使用されているか否かについて、事前調査を行う。
 - ・石綿が使用されている建築物の解体、改修を行う前に労働者へのばく露防止対策等を定めた作業計画を定め、これに従って作業を行う。
 - ・石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、石綿の有害性、粉じんの飛散防止、保護具の使用方法等について特別教育を行う。
 - ・石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
 - ・石綿を含む建材等の解体をする際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、建材等を湿潤なものにする。
 - ・常時これらの作業に従事する労働者について、6か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は40年間保存する。
- ※なお、建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けています。（建設業労働災害防止協会）03-3453-8201

イ．大気汚染防止法関係

吹付け石綿等が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事を施工しようとする発注者又は自主施工者は、都道府県知事等へ 14 日前までに届出が必要なほか、集じん装置の設置、隔離、湿潤化等の作業基準の遵守が義務づけられています。

(4) アスベスト（石綿）含有廃棄物等は、どのように処理したらよいのでしょうか。

吹付け石綿等の飛散性を有するアスベスト廃棄物については、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。

また、石綿含有スレート等の特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性のアスベスト廃棄物（重量の0.1%超含有するもの）についても、「石綿含有産業廃棄物」としての収集、運搬、処分等の基準が定められているほか、環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に基づいて処理することが必要です。

これらの基準・マニュアルに基づいて、アスベスト廃棄物を適正に処理してくださるようお願いします。

（参考）

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月）

環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>）

(5) 石綿を扱う作業に従事していたことがあり心配です。どこへ相談したらよいのでしょうか。

石綿による健康への影響などについて知りたい場合は、保健所、各都道府県産業保健総合支援センターまたは労災病院までご相談ください。

（各都道府県産業保健総合支援センター：

<https://www.johas.go.jp/shinryo/asbestos/tqid/578/Default.aspx#sanpomap>

なお、日常生活で、気になる症状が出てきたときは、上記の窓口に相談されるか、最寄りの医師の診察を受けましょう。今健康に支障がない場合でも、石綿による健康障害は、潜伏期間が数十年と長い場合があります。石綿にはく露するような作業に従事されていたのであれば、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受診されることをお勧めします。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日から施行されました。

石綿健康被害救済制度は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

【県内受付窓口】： 県内各保健所及び和歌山市保健所

【受付時間】： 午前9時から午後5時45分まで（土、日、祝祭日を除く）

※和歌山市保健所は午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝祭日を除く）



【制度の詳しい問い合わせ先】

独立行政法人環境再生保全機構 ☎550-0013 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー TEL 0120-389-931(フリーダイヤル)

環境省 近畿地方環境事務所 ☎530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

TEL 06-6881-6503

・石綿を含む建築物等に関する各制度について

所管	大気汚染防止法	労働安全衛生法 石綿障害予防規則	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)
	県(環境管理課)※5	国(和歌山労働局)	県(建築住宅課)※6	県(循環型社会推進課)
制度の趣旨・目的	大気汚染に関する国民の健康保護と生活環境の保全	労働者への健康被害の予防	建築物解体等に係る資材の再資源化等の促進による生活環境の保全	廃棄物の適正な処理による生活環境の保全
制度の対象	ア. 特定建築材料※1 が使用されている建築物等を解体する作業 イ. 特定建築材料※1 が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	①建築物からの吹付け石綿の除去作業(レベル1) ②石綿を含有する保温材・断熱材・耐火被膜材使用建築物の解体等作業(レベル2) ③石綿を含有する成型板使用建築物の解体等作業(レベル3)	建築物の解体全般 (石綿等の付着物の有無の事前調査と事前措置)	石綿使用建築物解体時以降の石綿廃棄物の適正処理
作業計画等届出の対象	ア及びイの作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被膜材が使用されている建築物等 規模要件なし	①及び②の作業 規模要件なし※2	建築物の床面積の合計が 80 m ² 以上の解体工事等※4	-
届出義務者	発注者又は自主施工者	事業者(施工者)	発注者	-
事前着手前届出期限	14日前	①の作業 14日前 ②の作業 工事開始前※3	7日前	-
届出窓口	和歌山市:市環境政策課※5 各保健所衛生環境課	各労働基準監督署	和歌山市:市産業廃棄物課※6 建築住宅課※7 各振興局建設部	-
適用時期	計画から解体まで	計画から解体まで	計画から解体まで	解体から処分時
未解体建築物の石綿の除去規制	-	事業所における劣化吹付け石綿の除去義務(施設所有者)	-	-

※1:特定建築材料とは、吹付石綿その他の石綿を含有する建築材料。

大気汚染防止法の届出対象は、石綿障害予防規則の分類でのレベル1(吹付け石綿)と
レベル2(石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被膜材)が該当。

※2:①の作業のうち耐火・準耐火建築物からの除去作業の届出根拠は労働安全衛生法。

※3:①の作業のうち、労働安全衛生法を届出根拠とするもの以外の吹付け石綿除去作業は工事開始前。

※4:詳細は、「建設リサイクル法」のパンフレットで確認してください。

※5:作業箇所が、和歌山市の場合、和歌山市役所 環境政策課が届出窓口となります。

※6:作業箇所が、和歌山市の場合、和歌山市役所 産業廃棄物課が届出窓口となります。

※7:作業箇所が、海南市・紀美野町の場合、建築住宅課が届出窓口となります。



石綿（アスベスト）に関する問合せ窓口

	市郡名　区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大気汚染防止法に関すること（特定粉じん排出等作業実施の届出）	和歌山市	和歌山市 市民環境局 環境部 環境政策課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1114	073-435-1366
	海南市					
	海草郡　紀美野町	海南保健所	642-0022	海南市大野中939	073-483-8825	073-482-3786
	紀の川市	岩出保健所	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0022	0736-62-8720
	岩出市					
	橋本市	橋本保健所	649-7203	橋本市高野口町名古曾927	0736-42-5443	0736-42-5466
	伊都郡　かつらぎ町					
	伊都郡　九度山町					
	伊都郡　高野町					
	有田市	湯浅保健所	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1293	0737-64-1290
	有田郡　湯浅町					
	有田郡　広川町					
	有田郡　有田川町					
	御坊市	御坊保健所	644-0011	御坊市湯川町財部859-2	0738-24-3617	0738-22-8751
	日高郡　美浜町					
	日高郡　日高町					
	日高郡　由良町					
	日高郡　印南町					
	日高郡　日高川町					
	田辺市	田辺保健所	646-0027	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7934	0739-26-7935
	日高郡　みなべ町					
	西牟婁郡　白浜町					
	西牟婁郡　上富田町					
	西牟婁郡　すさみ町					
	新宮市	新宮保健所	647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-21-9631	0735-22-6225
	東牟婁郡　那智勝浦町					
	東牟婁郡　太地町					
	東牟婁郡　北山村					
	古座川町	新宮保健所 串本支所	649-4122	東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	0735-72-2739
	串本町					

	市郡名	区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
建設リサイクル法に関すること	和歌山市	和歌山市 市民環境局 環境部 産業廃棄物課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1221	073-435-1292	
	海南市	和歌山県県土整備部 建築住宅課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3184	073-428-2038	
	海草郡 紀美野町						
	紀の川市	那賀振興局 建設部	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0030	0736-61-0034	
	岩出市	総務調整課					
	橋本市						
	かつらぎ町	伊都振興局 建設部 総務調整課	648-8541	橋本市市脇4丁目5-8	0736-33-4922	0736-33-4928	
	伊都郡 九度山町						
	高野町						
	有田市	有田振興局 建設部 総務調整課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1299	0737-64-1268	
	湯浅町						
	有田郡 広川町						
	有田川町						
	御坊市	日高振興局 建設部 総務調整課	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-24-2908	0738-24-2920	
	美浜町						
	日高町						
	由良町						
	印南町						
	日高川町						
	みなべ町						
	田辺市	西牟婁振興局 建設部 建築課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7922	0739-26-4114	
	西牟婁郡 白浜町						
	上富田町						
	新宮市	東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-21-9624	0735-21-9643	
	東牟婁郡 那智勝浦町						
	太地町						
	北山村						
	西牟婁郡 すさみ町	東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課	649-3510	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	0735-62-0755	0735-62-5390	
	東牟婁郡 古座川町						
	串本町						

	市郡名	区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
建設系アスベス 物に関する こと 産業	和歌山市	和歌山市 市民環境局 環境部 産業廃棄物課	640-8511	和歌山市七番丁23	073-435-1221	073-435-1292	
	和歌山市以外				大気汚染防止法に関する問合せ窓口(P11)と同様。 ※P11をご参照ください		

	市郡名　区町村名	担当窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
石綿障害予防規則に関すること	和歌山市	和歌山労働基準監督署	640-8582	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎1階	073-407-2201	073-475-0116
	海南市					
	海草郡　紀美野町					
	岩出市					
	紀の川市	橋本労働基準監督署	648-0072	橋本市東家6-9-2	0736-32-1190	0736-32-2325
	橋本市					
	かつらぎ町					
	伊都郡　九度山町					
	高野町					
	有田市	御坊労働基準監督署	644-0011	御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571	0738-22-3707
	湯浅町					
	有田郡　広川町					
	有田川町					
	御坊市					
	美浜町					
	日高町					
	日高郡　由良町					
	印南町					
	日高川町					
	日高郡　みなべ町	田辺労働基準監督署	646-8511	田辺市明洋二丁目24-1	0739-22-4694	0739-22-3342
	田辺市					
	白浜町					
	西牟婁郡　上富田町					
	すさみ町					
	新宮市	新宮労働基準監督署	647-0033	新宮市清水元1-2-9	0735-22-5295	0735-22-6766
	那智勝浦町					
	太地町					
	東牟婁郡　北山村					
	古座川町					
	串本町					

第2版：令和3年3月4日更新（第1版：平成25年5月23日作成）

改正大気汚染防止法の施行：令和3年4月1日更新 (http://www.env.go.jp/air/post_48.html)

※アスベスト関連情報ホームページ等（本資料作成にあたり、参考及び引用）

環境省HP：<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

厚労省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html

